

監査公表 第 6 号

地方自治法第199条の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年9月4日

筑後市監査委員 木 庭 雄 二
筑後市監査委員 大 石 昭 彦

監査の結果に関する報告について

1 監査の種類 定期監査

2 監査の対象及び実施期日

(1) 消防本部

実施期日 令和7年5月27日、28日

(2) 上下水道課（水道事業）

実施期日 令和7年6月25日

(3) 上下水道課（下水道事業）

実施期日 令和7年6月26日

(4) 社会教育課

実施期日 令和7年7月3日、4日

(5) 税務課

実施期日 令和7年7月10日

(6) 庁舎建設推進室

実施期日 令和7年7月15日

(7) 出納室

実施期日 令和7年7月29日

(8) 契約管財課

実施期日 令和7年7月29日

(9) 人権・同和教育課

実施期日 令和7年8月7日

(10) 人権・同和対策室

実施期日 令和7年8月7日

3 監査の範囲及び方法

監査は、筑後市監査基準に準拠し、令和6年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務について、具体的な事務処理等が関係の法令や条例及び規則等を踏まえているのかを重点にして実施した。

4 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね良好に処理されていることが認められたが、その一部において、改善を要する事項が認められた。その主なものの概要は次のとおりである。

【税務課】

1 軽自動車税の賦課について

軽自動車税（種別割）については、筑後市税条例第80条により軽自動車の所有者に賦課されているが、賦課された地方独立行政法人は、所有する軽自動車4台について筑後市税条例第89条に基づき減免申請書を提出し、減免が認定されている。

しかしながら、地方税法第445条において地方独立行政法人に対しては、軽自動車税を課することができないものであり、誤った賦課事務となっている。